

平成21年度心身障害児者関係予算に関する重点要望

重点要望事項

平成18年4月より障害者自立支援法施行と福祉制度の急激な変革があり、利用者には原則的に1割負担となりました。その障害者自立支援法については、国は特別対策として軽減措置を実施していますが、経過措置に過ぎず、障害者やその家族は特別対策の継続を強く望む声が多くあります。

現在、施行3年後の見直しに向けて、政府に対して与野党それぞれに改善策が提示されるとともに、さまざまな協議が行われています。

全国肢体不自由児・者父母の会連合会は父母の会の総意として、以下の事項を平成20年度末までの抜本的な見直しを図るための重点事項として要望するとともに、具体的な項目として別記の通り要望いたします。

1. 障害基礎年金・特別障害者手当等の拡大及び所得・給付制限を緩和し、地域社会で自立した生活が営めるよう「家賃補助」を創設し、障害者の所得保障の充実を早急に図られたい。
1. 「障害程度区分」の抜本の見直しを図られたい。
1. 福祉サービス（介護給付、訓練等給付）自立支援医療、補装具の月額上限負担額を合算のうえで軽減し一本化を図られたい。
1. 身体障害者の自立を推進するため、グループホーム、ケアホームを創設し、地域生活の基盤整備を図られたい。また、地域の実情に配慮した重度肢体不自由児者の入所施設の適切な設置を図られたい。
1. 多様化する重度重複障害者（医療ケアを必要とする障害者を含む）のショートステイの増設及び充実を図られたい。

平成21年度心身障害児者関係予算に関する要望事項

【厚生労働省】

1. 障害の予防、早期発見、幼児期から一貫した専門医療とリハビリテーションの確立及び「二次障害」の早期予防対策と医療ケアの確立を図られたい。
2. 「訪問看護サービス」の施設等への派遣拡大及び、軽度の医療ケアの必要な重度障害児者の家族を支援するため「看護ヘルパー」の創設を図られたい。
3. 重度障害児者の自己表現と自立に必要な療育理念の確立と、療育技術の開発・専門職の養成を図られたい。
4. 重度身体障害者の生活の場として、生活介護施設は必至である。適性の整備と共に、日中活動の場として重要な拠点となる通所施設の拡充を図られたい。
5. 地域で生活する為に、福祉ホームを柔軟に活用できる規制緩和と、障害者自立支援法における、「ケアホーム」と「グループホーム」に身体障害者も含め対象を限定しない制度にされたい。
6. 障害基礎年金・特別障害者手当等の拡大及び所得・給付制限を緩和し、地域社会で自立した生活が営めるよう「家賃補助」を創設し、障害者の所得保障の充実を早急に図られたい。
7. 高次脳機能障害支援普及事業の中で、頭部外傷に伴う記憶障害に対する対応の明確化を図られたい。
8. 障害者本人以外の運転による、障害者移動用リフト車の購入費補助制度を創設されたい。
9. 災害時における、障害児者の救援支援システムを地方行政と協議の上、早急に確立されたい。
10. 上肢障害者は特に破損や汚れ等が多く利便性が大きい為、身体障害者手帳のカード化の推進を図られたい。
11. 積雪の状態でも車椅子による外出移動が自力で容易ならしめる技術開発に努められたい。
12. 多様化する重度重複障害者（医療ケアを必要とする障害者を含む）のショートステイの増設及び充実を図られたい。
13. 地域で安心、安全に暮らせるようにヘルパーが医療的ケアに十分に関われるように実務者研修の充実を図られたい。
14. 福祉基盤の少ない中、短期入所と日中活動の場が同一法人である場合、併設は認めないとあるが地域性と家族の状況等を考慮し、過疎地等よりの申込みは特例をもって認めるよう図られたい。
15. 福祉施設から一般就労への移行を進める為、福祉施設と一般企業のネットワークを構成して相互協力のもと早急に移行支援の推進を図られたい。
16. 就労した障害者が安定して仕事に専念出来る様、社内環境の整備、職員教育を徹底し、福祉関係者と企業関係者の連携強化を計り就業安定化を図られたい。
17. 障害者の「保護雇用」は我が国では実施されていないが、生産能力・稼働能力の低い人に対する国の補助制度を早急に創設されたい。
18. 自立支援医療及び診療報酬の改訂などで、障害児療育に関連する事業所の経営基盤が弱体化している。特に広域性等、地域の実情を踏まえた対応を図られたい。

利用者が安心した質の高いサービスを受けられるように、事業者(施設)関係に対する要望として下記を付帯要望とします。

1. 介護職員の社会的な所得保障を図られたい。
2. 地域生活の充実のために事業運営上可能になるようショートステイの単価アップを図られたい。

【 文 部 科 学 省 】

1. 特別支援教育の推進には、障害のない児童生徒や家族、地域住民の理解と支援が重要である。多くの人達が、参画できるシステムづくりを早急に構築されたい。
2. 特別支援教育における、通常の学級は多様な障害児が在籍するため、指導する教員は、障害を理解し、多様な対応を求められる為、更なる専門性の確保を図られたい。
3. 普通校における障害児の受入については、多様な障害をもつ児童生徒が在籍するため、多様な障害に対応する事が可能な教員の養成及び教員の増員を急務とされたい。
4. 特別支援教育においては、普通校に多くの障害児が在籍し、障害の多様化・重度重複化が進むなか、医療ケア体制を整備されたい。
5. 特別支援教育は、児童生徒の教育的ニーズを把握し、社会自立を目標にした体制にされたい。
6. 重度障害児の自立には療育が不可欠で、理学療法士など専門職員の配置を図られたい。
7. 放課後子どもプランの全校実施を早急に行われたい。
8. 障害者の自立を目指し特別支援学校並びに普通校において、障害者自立支援法における就労移行支援等に連動する基礎的な訓練に取り組む事ができる様、厚生労働省と連携した新制度を早急に創設されたい。
9. 特別支援教育が進む中、普通校のバリアフリー化や支援員の配置等が遅れている。地方自治体の指導強化を図られたい。
10. 児童生徒のニーズを的確に把握し、健やかな児童生徒の育成には、教員・保護者並びに関係者の連携、情報の共有は不可欠である。特別支援教育コーディネーターや特別支援教育支援員の更なる専門性の確保と増員を急務とされたい。
11. 特別支援教育を進めるうえで、支援学校だけでなく、就学前（幼稚園等）の障害児や特別支援教室に通う児童生徒にも PT・OT・ST 等専門的な療育は不可欠である。巡回指導等専門家の活用を考慮されたい。

【 国 土 交 通 省 】

1. 障害者向け公営住宅の建設及び肢体不自由者の共同利用の制度化を図られたい。
2. 公共施設及び交通機関のバリアフリー推進のため、階段昇降機等の設置の義務化などさらなる指導強化を図られたい。
3. 特急料金及び割り引き運賃の距離制限を撤廃されたい。
4. 公共施設の多目的トイレの設置推進を努めると共に、既存施設への設置を図られたい。
5. 遠隔地に点在する特別支援学校寄宿舎や入所施設への送迎は障害児・者が同乗する片道しか適用されない。又、団体活動の貸し切りバス、地方で借りるレンタカー等登録車以外の適用等、広域性を考慮した適用範囲等、抜本的な制度の拡充を図られたい。
6. 積雪地帯では、肢体不自由児や視覚障害者は、社会参加の機会を全く閉ざされている。冬季においても社会参加も可能な生活を実現する施策の立案を図られたい。
7. 公共施設の障害者駐車場に積雪や降雨に考慮して、屋根装置の義務化を図られたい。

【 法 務 省 】

1. 民法による扶養義務につき、障害当事者及び家族の社会的環境を考慮し、抜本的見直しを図られたい。

【 内 閣 府 】

1. 第61回国連総会本会議で「障害者の権利条約」が採択された。日本政府は関連する国内法を整備、改正及び必要な新法を制定し、早急に批准されることを望む。

障害者自立支援法に対する重点要望

【所得保障】

1. 障害者が地域で自立するために、障害基礎年金・特別障害者手当等の増額及び「住宅手当」の創設等、所得保障の確立を早急に図られたい。
1. 就労不可能な重度障害者の所得保障を手厚くし、福祉サービス等の利用者負担を無料とするよう図られたい。

【利用者負担】

1. 入所施設の利用者負担後の手持金25,000円を大幅に増額を図られたい。
1. 福祉サービス（介護給付、訓練等給付）、自立支援医療、補装具の月額上限負担額を合算のうえで、軽減し一本化を図られたい。

【就 労 】

1. 就労移行支援事業の拡充のため、行政、企業、福祉、教育の連携を強化し、働く意欲のある障害者の職域の拡大を図られたい。
1. 就労控除（月24,000円）をすべての福祉施設利用者に拡充を図られたい。

【地域生活、住まい】

1. 身体障害者の自立を推進するため、グループホーム、ケアホームを創設し地域生活の基盤整備を図られたい。
1. 地域の実情に配慮した重度肢体不自由児者の入所施設の適切な設置を図られたい。

【認定評価・支給決定】

1. 障害程度区分の抜本的見直しと評価手法の改善を図られたい。

【自立支援協議会】

1. 市町村に自立支援協議会の設置を義務化し地域福祉推進の核となるよう指導強化を図られたい。
1. 障害者自立支援法見直しの検討委員会に対して、障害者の実態がわかる方を委員に入れるよう図られたい。

【地域生活支援事業】

1. 地域生活支援事業の一層の拡充を図られたい。
1. 地域生活支援事業の移動支援事業を義務的経費とし、移動サービスの拡大と充実を図られたい。
1. 障害保健福祉サービスの計画整備に要する財政的支援を各都道府県に保障し、実施主体である市町村が基盤整備できる体制支援を図られたい。

【 制 度 】

- 1 . 現行の経過措置（3年1,200億円）を継続し、制度化を前提とした障害者自立支援法の全体的見直しを図られたい。
- 1 . 医療ケアの必要な障害者が、日中活動の場である生活介護で受けられるよう看護師、介護福祉士の適正配置が図られるような措置を講じられたい。
- 1 . 多様化する重度障害児者の短期入所の拡充、強化を図られたい。
- 1 . 乳幼児期から学齢期まで一貫した子育て支援、家族支援の強化を図られたい。
- 1 . 医療機関への入院時のヘルパー派遣を認めるよう図られたい。
- 1 . 福祉施設の基盤整備と確保のため環境整備が重要である。そのために処遇の改善を図られたい。